

倫理委員会で承認された適応外等使用

当院の倫理委員会にて、下記の適応外等使用が承認されました。対象となる方から同意をいただくことに代えて、病院ホームページにて情報を公開することにより実施しております。なお、本件について同意できない場合、あなた自身への日常の診療における不利益は一切ございません。この内容に関して拒否される場合やご質問がある場合は、担当医へ直接お申し出ください。

記

実施内容	医療病棟での非医療用材料を用いた「ラップ療法」の使用
承認日	2026 年 05 月 14 日
対象者	奈良厚生会病院医療病棟内全患者対象(今後入院予定含む)
対象期間	承認後から永続的に使用
概要	医療病棟でも介護医療院で使用される「ラップ療法」を使用します。使用の際は各種ガイドラインに従い「療養環境で使用する際の基準」を医療病棟でも順守します。ガイドラインでは医療材料として承認されていない材料を療養環境で使用する際は、使用者責任となるため治療前に患者および家族の方へ口頭や当院ホームページ上で説明して使用します。医療病棟でも介護医療院同様に使用者責任としその責任者を「主治医もしくは担当医」としています。使用するラップは院内作成医療機器(物品)細則に従い許可を得て作成、使用しています。
問い合わせ先	担当医に直接お申し出ください

以上